

オスプレイの重大事故・飛行再開に関する意見書

2016年12月13日午後9時半ごろ、沖縄県名護市安部沿岸の浅瀬岩礁上に普天間飛行場所属の米軍垂直離着陸機 MV オスプレイが不時着し機体がバラバラに大破する重大な事故が起きました。

翌日、米軍当局の発表によると、沖縄から約30キロ離れた海上上空で、複数のオスプレイと CH-53 ヘリコプターが、空中給油訓練中、給油機から伸びた給油ホースを切断し、オスプレイのローターブレードに損傷を与えた。パイロットは危険なほど振動をし始めていた機体を普天間飛行場に戻すことをあきらめ、キャンプシュワブ方面に向かう途中の浅瀬に不時着させたと説明された。

幸いにも、米兵乗員5名は救助され命に別状はないとの事だが、周辺海岸では漁業を行う県民もおり、一つ間違えば大惨事にもなりかねない重大な事故であり大変遺憾である。

米軍の航空機事故は幾度となく発生しており、豊見城市議会はその他航空機による事故も含めその都度、米軍や関係機関に厳重に抗議し、事故の再発防止や航空機の安全管理の徹底等を要請してきたところである。

それにもかかわらず、またしてもこのような事故が発生したことはまことに遺憾であり、米軍における再発防止の取り組み、航空機の整備体制及び訓練にあたっての安全管理のあり方等に強い疑問を抱かざるを得ない。

さらに事故から6日後に機体に問題はないとして飛行再開したことは、県民の不安を高めるばかりで、決して容認することは出来ない。

よって、豊見城市議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し、厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要請する。

記

- 1 県民の不安を払しょくすべく、オスプレイの飛行再開を中止し、事故原因を徹底的に究明すること。そして結果を速やかに分かりやすく丁寧に県民に明らかにすること。
- 2 基地の整理・縮小の一環として広大な訓練水域・空域の見直しを行い、普天間飛行場の閉鎖・返還を早期に実現すること。
- 3 日米地位協定の抜本的な改定を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月21日

沖縄県豊見城市議会

宛先

内閣総理大臣 内閣官房長官 外務大臣 防衛大臣 沖縄防衛局長